

諮問番号 令和3年諮問第5号

答申番号 令和4年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成22年8月17日、審査請求人は、東大阪市〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に、生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護を申請し、同年9月1日から保護が開始された。なお、審査請求人は、同年8月末日までは東大阪市△△福祉事務所において保護を受けていた。
- 2 令和元年7月5日、処分庁は、審査請求人が東大阪市民交通災害共済条例に基づく共済見舞金（以下「共済見舞金」という。）の申請を行った旨の情報提供を受けた。
- 3 令和元年8月1日、処分庁は、共済見舞金の申請に関し、審査請求人に事実確認を行うも、審査請求人はこれを否認した。
- 4 令和元年10月3日以降、処分庁は、関係機関及び金融機関に対し、法第29条の規定による調査を実施した。
- 5 令和2年3月5日、処分庁は、法第29条の規定による調査の結果、次のとおり共済見舞金が支給された事実を確認した。
 - (1) 支払日：平成31年1月11日 金額：60,000円
 - (2) 支払日：令和元年7月26日 金額：60,000円

6 令和2年6月1日、処分庁は、審査請求人に共済見舞金について再度確認したところ、審査請求人は、当該金銭が自らの名義の口座に振り込まれたものであることを認めたが、これは知人が費消した旨を述べた。

7 令和2年6月8日、処分庁は、法第29条の規定による調査の結果、〇〇銀行△△支店の審査請求人名義の口座に次のとおり入金記録があることを確認した。

[振込者]	入金日	入金の額]
(1) 東大阪市会計管理者	平成31年1月11日	60,000円
(2) 〇〇 〇〇	平成31年3月7日	17,500円
(3) 〇〇保険株式会社	平成31年4月1日	2,040円
(4) 〇〇保険株式会社	令和元年5月31日	41,160円
(5) 〇〇保険株式会社	令和元年7月11日	542,780円
(6) 東大阪市会計管理者	令和元年7月26日	60,000円

※なお、令和2年6月17日付けで、〇〇保険株式会社から、(4)は通院交通費であり、(5)は示談金である旨の回答あり。

8 令和2年6月26日、処分庁は、共済見舞金120,000円について法第78条第1項の規定による徴収金決定を行い、同月29日付けで審査請求人に通知した。

9 令和2年7月1日、審査請求人は、〇〇福祉事務所に来所し、徴収金決定がされた120,000円については支払うつもりであることを述べた。また、処分庁が7(2)から(5)までの入金について、審査請求人に対し事実確認を行ったところ、審査請求人からは、次のとおり回答があった。

(1) 〇〇 〇〇からの入金

知人が、審査請求人所有の自転車に乗車中に交通事故に遭い、事故時に破損した当該自転車の弁償費用である。

(2) 〇〇保険株式会社からの入金

当該知人が、審査請求人の氏名を使用し、保険金の請求を行い、保険金を受け

取ったものであるが、事故や経緯については知らない上、知人とは連絡が取れない状況である。

10 令和2年8月24日、処分庁が〇〇保険株式会社に対して再度、法第29条の規定による調査を実施したところ、同年9月3日付けで、上記7(3)の全額及び同(5)のうち30,380円については、通院交通費である旨の回答があった。

11 令和2年10月14日、処分庁は、審査請求人が受け取った交通事故による通院交通費及び示談金等の合計603,480円のうち、自転車修理費用及び通院交通費として91,080円を経費として認定し、法第78条第1項の規定により、残額512,400円を徴収する決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人が〇〇福祉事務所に来所した同月20日付けで、本件処分を審査請求人に通知した。

12 令和2年10月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、東大阪市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 自身の収入ではなく届出の義務の対象にはならないこと

決定の対象となった収入は、無戸籍で身分証明書を有しない審査請求人の知人が交通事故に遭い、知人の代わりに審査請求人が事故に遭ったとして保険会社に保険金の請求を行ったことによるものである。受け取った保険金は、その全額を当該知人に渡し、審査請求人自身の収入ではないため、申告しなかった。

2 処分庁の主張

(1) 届出の義務の対象であり当該義務違反であること

法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、～略～は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。処分庁は、審査請求人に対して生活保護不正受給防止に関する確認書について説明し、審査請求人は、これを理解したものとして同確認書に署名押印しており、当該届出の必要性は十分に理解していたはずである。にもかかわらず、当該保険金の入金について、これを届け出ていることは、同条の義務を履行したとは言えない。

(2) 本件処分の対象となる収入であるとの判断が妥当であること

審査請求人は、法第61条の届出の必要性を認識していたにもかかわらず、自身名義の口座に振り込まれた金銭について、入金的事实は認めながらも、これを知人に譲渡したことを理由として、処分庁に対する届出を行わなかった。また、保険金請求に係る一切の書類が審査請求人の自筆であることが認められること及び審査請求人の説明を立証する資料の提出がなされていないことから、審査請求人の収入であると判断したことは妥当であり、これに違法不当な点はない。

(3) 結論

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、これは、いわゆる補足性の原則を明らかにするものである。

イ そのため、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、これは、被保護者に係る一切の収入について、申告の義務を課しているものと解される。

ウ その上で、被保護者にある収入等において、いわゆる最低生活費に不足する分を補う程度において保護が実施されるものとしている（法第8条第1項）。

エ また、資力がありつつ保護を受給した場合は法第63条により支給した費用を返還させ、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある場合は、法第78条により費用を徴収することができる。

(2) 事実の認定

審査請求人は、上記第2の7(2)から(5)までに記載の入金の事実及び入金された金銭の性質については認めており、これを否定する資料はない。

(3) 本件処分について

審査請求人は、保険金等が審査請求人に支払われた事実は認めるものの、それは知人が交通事故に遭い、当該知人の代わりに金銭を受け取っただけであり、当該金銭は全て知人に譲渡し、申告が必要な審査請求人自身の収入とは認められない旨を主張するので、この点について判断する。

ア 審査請求人は、無戸籍の身分証明書を有しない知人が事故に遭った旨を主

張するが、その事実を明らかにする資料は、一切提出されていない。

イ 一方、審査請求人名義の口座に保険金等の入金がある事実を認定することができる。

ウ 以上を鑑みれば、審査請求人の主張は事実として認定することはできず、上記第2の7(2)から(5)までに記載の保険金等は審査請求人の収入と認定せざるを得ず、この点の処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

エ また、仮に審査請求人がこれらの収入を当該知人に譲渡したとしても、審査請求人は法による保護を受給している以上、法第4条から、当該収入は自身の生活のために用いるべきであると解される。

オ さらに、処分庁が主張するように、審査請求人は、自身の一切の収入について処分庁に申告すべき義務があることを知りながら、独自の判断により、その義務を怠ったことが認められるから、本件処分には合理的な理由があると判断できる。

カ 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和2年10月20日 本件処分庁が審査請求人に対し本件処分を通知。
- 2 令和2年10月20日 審査請求人より本件審査請求。
- 3 令和3年4月30日 審理員が審査庁に対し審理員意見書を提出。
- 4 令和3年10月5日 審査庁より当審査会に諮問。
- 5 令和4年1月25日 本件処分に係る1回目の会議を開催(第18回審査会)。
- 6 令和4年3月2日 本件処分に係る2回目の会議を開催(第19回審査会)。
- 7 令和4年5月19日 本件処分に係る3回目の会議を開催(第20回審査会)
審査請求人の口頭意見陳述を実施。

8 令和4年7月21日 本件処分に係る4回目の会議を開催（第21回審査会）。

第6 審査会の判断

1 争点並びに争点ごとの判断及びその理由

本件審査請求における当審査会の争点並びに争点ごとの判断及びその理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求人の収入と認められるか

ア 審査請求人は、保険金が自身に支払われた事実は認めているが、知人が交通事故に遭い、当該知人の代わりに自身が金銭を受け取っただけであり、当該金銭は当該知人に全て渡したことを理由として、自身の収入でない旨を主張するが、当該主張を立証する資料の提出はされていない。

イ 一方、保険金が支払われる原因となった交通事故に係る事故証明書を当審査会として取り寄せたところ、審査請求人の氏名、生年月日、連絡先等の審査請求人に係る個人情報に正確に記載されていることが確認できた。また、通院交通費明細書における審査請求人名の筆跡と、審査請求書における審査請求人名の筆跡が同一であることが認められた（この点、審査請求人は、口頭意見陳述（第5の7）において、通院交通費明細書は当該知人の代わりに自身が記載したと主張している。）。

ウ また、保険金が入金された口座の出金履歴を確認したところ、当該保険金は、複数回に分けて出金された事実が認められた。仮に、審査請求人の主張通り、知人の代わりに保険金を受け取っただけであるならば、入金された保険金の全額をまとめて出金されるのが合理的であると考えられる。

エ 以上のことから、審査請求人の主張を合理的であると認め得る資料の提出がない中で、審査請求人名義の口座へ入金がなされている以上、当該保険金は、審査請求人の収入として認めるほかないと判断する。

オ よって、本件処分に当たり、当該保険金のうち、経費として認められる金額を

除き、審査請求人の収入として認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(2) 法第61条の届出の義務を適切に履行していたか

ア 審査請求人は、保険金の入金により収入の状況について変動があったにもかかわらず、その事実を処分庁に届け出なかった（争いのない事実）。

イ 処分庁への届出が必要な場合として、生命保険、損害保険などによる保険金の収入があったときが含まれており、このことについて、審査請求人は、平成29年11月2日に、処分庁から説明を受けて理解したとして、生活保護不正受給防止に関する確認書に署名している。

ウ また、審査請求人は、口頭意見陳述（第5の7）において、今から7～8年前に自身が交通事故に遭い、保険金が振り込まれた際には、これを収入として届け出た旨の発言を行っている。この点、処分庁に聴取したところ、平成25年5月に審査請求人が交通事故に遭い、示談金として△△保険株式会社より保険金を受け取っていたこと及びこの事実を証明する書類が審査請求人から提出されていたことが確認できた。

エ このことから、審査請求人は、法第61条の届出義務について認識していたにもかかわらず、本件処分に係る保険金の収入について、処分庁に届出を行わなかったことが認められるから、同条の届出義務を適切に履行していたとは判断できない。

オ さらに、法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される。

本件では、審査請求人は、保険金の届出義務を認識していながら、本件処分に係る保険金の収入に関し、処分庁が行った法第29条の規定による調査の結果としてこれが発覚するまで届出義務を履行しなかった。したがって、審査請求

人は、本来申告すべき事実を隠匿していたと認められる。

カ よって、法第61条の届出義務を履行していないとして本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当審査会としては第1に記載のとおり判断する。

第7 付言事項

なお、審査会の判断は上記のとおりであるが、職権で次のとおり付言する。

本答申書「第5」において述べたとおり、審理員が審査庁に対し審理員意見書を提出してから当審査会に諮問がされるまでに約5か月の期間を要している。行政不服審査法が「迅速」な手続きを要求していることに鑑み（同法第1条第1項）、速やかな進行に努められたい。

令和4年9月21日

東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 橋 元 紀 子

委員 八 木 正 雄

以 上